

令和2年2月27日
長岡崇徳大学
学長 森 啓

学 生 ・ 教 職 員 各 位

学校における新型コロナウイルス感染症に関する本学の当面の対応について【第1報】

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和2年2月18日付け文部科学省からの通知に基づき、学生の健康と安全の確保及び新型コロナウイルスの国内での感染をできるだけ抑える観点から検討した結果、本学においても、この件について以下のとおり対応することといたしました。

1. 出席停止・出勤禁止について

1) 出席停止・出勤禁止の目安

新型コロナウイルス感染症に関して、「学校保健安全法第19条による出席停止」(欠席扱いとしない)とする目安は以下の通りとします(当面の間とします、期限は現時点で定めておりません)。教職員の出勤禁止も同様とします。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様)
- ② 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合
- ③ 医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合
(令和2年2月18日文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課通知より)
- ④ 上記の①から③以外で発熱等の症状がある場合

なお、②又は③に該当する場合は、帰国者や接触者ではない場合でも、帰国者・接触者相談センターに連絡して相談をしてください。また、同センターからの助言・指示を記録しておいてください。

- ・ 新潟県帰国者・接触者相談センターURL

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kenko/corona-center.html>

- ・ 長岡保健所 TEL 0258-33-4932
- ・ 新潟市保健所保健管理課 TEL 025-212-8194

2) 報告・問合せ

【学生】上記理由による授業等の欠席連絡、問合せは教務・学生課へ連絡してください。

電話:0258-46-6666 メール:kyoumugakusei@sutoku-u.ac.jp

※欠席連絡の際には以下の事項を必ず含めてください。

- ① 学籍番号
- ② 氏名
- ③ 診断日
- ④ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ⑤ 現在の状況(病状、入院しているか等)
- ⑥ 欠席する授業

【教職員】上記理由による欠勤、問合せは総務課へ連絡してください。

電話:0258-46-6666 メール:soumu@sutoku-u.ac.jp

※欠勤連絡の際には以下の事項を必ず含めてください。

- ① 氏名
- ② 診断日
- ③ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
- ④ 現在の状況(病状、入院しているか等)

2. 学生は、上記1. 1)の病状により授業を欠席した場合、病状が回復後、教育的配慮を受けられますので次のとおり対応して下さい。

1)病院が発行した診断書(病名と出席停止期間が記載されているもの)を持参し、教務・学生課へ提出して下さい。なお、病院に行かれていない場合、今回については特例措置とし、診断書はなくても構いません。但し、教務・学生課に帰国者・接触者相談センターへの相談記録や症状の経過を報告してください。なお、この場合において出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間とします。(令和2年2月25日 文部科学省高等教育局高等教育企画課 事務連絡 『児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合について』より。)

2)特定事由による欠席届を授業担当教員に提出し、教育的配慮を受けて下さい。

以上

令和2年2月 27 日
長岡崇徳大学
学長 森 啓

新型コロナウイルス感染症に関するイベント等の対応について

令和2年2月 25 日現在、日本国内において、新型コロナウイルスの感染が拡大の一途をたどっております。長岡崇徳大学では、4月からの新学期の円滑な教育研究環境を整え、学生、教職員、関係者の皆様の健康への配慮、感染拡大の不安を少しでも取り除くことが何よりも重要であると考えております。令和2年2月 20 日には厚生労働省より、『イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ』の声明が発せられ、また本日、政府より『新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための基本方針』が発表され、感染拡大防止の観点から、イベント等の開催についての必要性を改めて検討するよう要請があったところです。

『イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html

『新型コロナウイルス感染拡大を防ぐための基本方針』

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

以上の理由により、本学といたしましては令和2年3月 13 日まで本学学生、教職員の皆さんの健康面、安全面を考慮し、感染リスクを回避するため、次のいずれかに該当する場合は、原則としてイベント等実施の中止または延期の判断を行うものといたします。また、他のイベントへの参加についても、下記に該当する場合は参加を見合わせてください。

- ・ 一定規模以上の参加者が予定されるイベント等(参加者 30 人程度を目安とする。)
- ・ これまでの事例から感染リスクが高いと言われている高齢の方の参加が多く見込まれるイベント等
- ・ 参加者同士の濃厚接触の可能性の高い実施内容を伴うイベント等

※上記に該当するイベントかどうか等、詳細につきましては、本学 総務課にご確認ください。

※入学式、オープンキャンパスの実施については、別途検討いたします。

※学生・教職員の皆さんにおいては、大学から発信される情報をこまめに確認するようお願いします。

○イベントを開催又は参加する場合の注意点について

厚生労働省からは、イベントの開催に当たり、感染機会を減らすための工夫を講じるよう要請されており、その具体的取り組みとして「参加者への手洗いの推奨」「アルコール消毒薬の設置」「風邪のような症状がある参加者に対する不参加要請」が例示されています。本学においてイベントを開催する場合、当該イベントの主催者及び関係者は、これらの点への対応について十分ご注意ください。また、発熱や咳などの風邪症状がある場合はイベントへの参加を自粛してください。

以上